

## 確定申告をされる方へ岐阜市からのお願い

確定申告書第二表には、「住民税・事業税に関する事項」の欄があります。

**翌年度の市・県民税の賦課計算や徴収方法の決定に使用**しますので、該当する項目がありましたら、記入を忘れないようお願いします。

### ○配偶者や親族に関する事項

| 氏名 | 個人番号 | 続柄  | 生年月日         | 障害者 | 国外居住 | 住宅 | 住民税 | その他 |
|----|------|-----|--------------|-----|------|----|-----|-----|
| ①  |      | 配偶者 | 明・大<br>昭・平   | 障特障 | 国外   | 年障 | 特徴  | 別居  |
| ②  |      |     | 明・大<br>昭・平・令 | 障特障 |      | 年障 | 特徴  | 別居  |
|    |      |     | 明・大<br>昭・平・令 | 障特障 |      | 年障 | 特徴  | 別居  |
|    |      |     | 明・大<br>昭・平・令 | 障特障 |      | 年障 | 特徴  | 別居  |
|    |      |     | 明・大<br>昭・平・令 | 障特障 |      | 年障 | 特徴  | 別居  |

#### ①【同一生計配偶者】欄の記入

納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、氏名・個人番号・生年月日を記入し、**住民税欄の「同一」**に○を記入してください。別居の場合は、**住民税欄の「別居」**に○を記入のうえ、住民税・事業税に関する事項の「別居の場合の住所」も記入してください。  
※合計所得金額が 1,000 万円を超える者については配偶者控除の適用はありませんが、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下（同一生計配偶者）で、その配偶者が障害者に該当する場合には障害者控除が適用されます。また、同一生計配偶者の有無は、住民税の均等割非課税・所得割非課税となる所得金額の上限額の計算にも用いられます。

#### ②【16 歳未満の扶養親族】欄の記入

扶養親族に 16 歳未満の者がいる場合は、必ず氏名・個人番号・続柄・生年月日を記入し、**住民税欄の「16」**に○を記入してください。別居の場合は、住民税欄の「別居」に○を記入のうえ、住民税・事業税に関する事項の「別居の場合の住所」も記入してください。  
※扶養親族が 16 歳未満（年少扶養者）の場合は扶養控除の適用はありませんが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。また、年少扶養者の数は、寡婦・ひとり親控除の判定や、住民税の均等割非課税・所得割非課税となる合計所得金額の上限額の計算にも用いられます。

### ○住民税・事業税に関する事項

| 住民税 | 非上場株式の少額配当等                  | 非居住者の特例 | 配当割額控除額 | 株式等譲渡所得割額控除額 | 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 | 都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象） | 共同募金、日赤その他の寄附 | 都道府県条例指定寄附 | 市区町村条例指定寄附 |
|-----|------------------------------|---------|---------|--------------|--------------------------|-----------------------|---------------|------------|------------|
|     | ③ 円                          | 円       | ④ 円     | ⑤ 円          | ⑥ ⑥                      | ⑦(1) 円                | ⑦(2) 円        | ⑦(3) 円     | ⑦(4) 円     |
|     | 退職所得のある配偶者・親族の氏名             |         | 個人番号    |              | 続柄                       | 生年月日                  | 退職所得を除く所得金額   | 障害者        | その他寡婦・ひとり親 |
|     | ⑧                            |         |         |              | 明・大<br>昭・平               |                       | 円障特障          | 調整寡婦ひとり親   |            |
| 事業税 | 非課税所得など                      | 番号      | 所得金額    | 円            | 損益通算の特例適用前の不動産所得         | 円                     | 前年中の開(廃)業     | 開始・廃止      | 月日         |
|     | 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額        |         |         |              | 事業用資産の譲渡損失など             |                       | 他都道府県の事務所等    |            | 円          |
|     | 上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 | 氏名      | ⑨       | 住所           | 円                        | 所得税で控除対象配偶者などとした専従者   | 氏名            | ⑩          | 給与         |
|     |                              |         |         |              |                          |                       |               | 円          | 一連番号       |

#### ③【非上場株式の少額配当等】欄の記入

所得税で確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等（1 銘柄につき 1 回[10 万円×配当計算期間の月数÷12]未満の配当）があるときに記入してください。

**※記入する額＝「配当所得の金額（申告書第一表に記載された額）」＋「所得税で確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等の額」（合計額を記入してください）**

#### ④【配当割額控除額】、⑤【株式等譲渡所得割額控除額】欄の記入

県民税配当割額が特別徴収された上場株式の配当や投資信託における利益分配金、及び県民税株式譲渡所得割額が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、**確定申告する場合は住民税でも特別徴収税額の控除や還付を受けることとなりますので、特別徴収された県民税配当割額・県民税株式譲渡所得割額を記入してください。**

#### ⑥【給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法】欄の記入

給与・公的年金以外（令和 7 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与以外）の所得（不動産所得、営業所得、譲渡所得など）に係る住民税分について、「全て給与から差し引く（特別徴収）」か、自分で納付する（普通徴収）」かを選択することができます。ご希望の徴収方法を選択し「○」を記入してください。

#### ⑦【寄附金税額控除】欄の記入

- (1)【都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）】欄の記入  
都道府県及び市区町村への寄附（ふるさと納税の対象となるもの）をした場合は、該当する寄附金額を記入してください。
- (2)【共同募金、日赤その他の寄附】欄への記入  
岐阜県共同募金会及び日赤岐阜県支部への寄附並びに都道府県及び市区町村への寄附（ふるさと納税の対象とならないもの）をした場合は、該当する寄附金額を記入してください。
- (3)【都道府県条例指定寄附】欄への記入  
岐阜県が条例で指定した団体（県ホームページで指定団体が確認できます。）に寄附をした場合は、該当する寄附金額を記入してください。
- (4)【市区町村条例指定寄附】欄への記入  
(3)「都道府県条例指定寄附」欄へ記載された寄附金のうち、団体の住所地が岐阜市のものについて、該当する寄附金額を記入してください。  
※岐阜市が条例で指定した団体（指定団体の条件については市ホームページで確認できます。）に寄附をした場合は、寄附金額を「都道府県」欄、「市区町村」欄いずれにも記入してください。

#### ⑧【退職所得のある配偶者・扶養親族】欄の記入

令和 6 年中に退職所得のある配偶者・親族等の退職所得を除いた合計所得金額が 4 8 万円以下になる場合は、住民税の配偶者・扶養控除等を受けることができます。対象者の氏名・個人番号・続柄・生年月日・令和 5 年分の退職所得を除いた合計所得金額を記載してください。

#### ⑨【上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所】欄の記入

控除対象配偶者、控除対象扶養親族、事業専従者のうち、別居の者の氏名と住所を記入してください。控除対象配偶者、控除対象扶養親族の氏名と住所を記入する場合には、併せて配偶者や親族に関する事項の住民税欄「別居」に○を記入してください。

#### ⑩【所得税で控除対象配偶者などとした専従者】欄の記入

所得税では控除対象配偶者又は扶養親族とした者を、住民税で青色事業専従者とする場合には、専従者の氏名と給与の額を記入してください。

### お問い合わせ先

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 4 0 番地 1 岐阜市役所財政部市民税課 直通電話 058-214-2063